

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6 - 6	電子計算機用中央処理機

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
H5 - 2	全	電子計算機用中央処理機
H5 - 2 A	全	電子計算機用中央処理機(床置型)
H5 - 2 A A	全	電子計算機用中央処理機(床置型・補助記憶機付き)
H5 - 2 B	全	電子計算機用中央処理機(卓上型)
H5 - 2 B A	全	電子計算機用中央処理機(卓上型・補助記憶機付き)
H5 - 5	一	オフライン機器

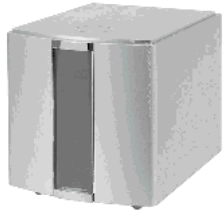

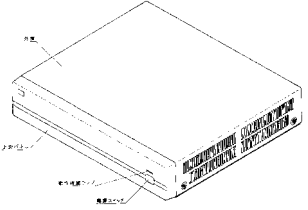
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2 - 600	制御機器
H6 - 52	ディスク挿入式記録機
H6 - 542	記録媒体内蔵記録機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
電子計算機用演算制御機	図形情報処理用制御機	データ用サーバー

定義

電子計算機システムにおける演算部、制御部。普通、演算部と主記憶部、制御部が一体に構成されているもの。データ表示機を具備しないもの。記録機付きを含む。
電子計算機用中央処理機の筐体を含む。

<p>登録 01115418 データ用サーバー</p> 	<p>登録 01138505 ゲーム機、ラジオ用チューナー及びデジタルオーディオディスクプレーヤー付デジタルビデオディスクプレーヤー</p> 	<p>登録 00907963 図形情報処理用制御機</p> 
---	---	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・データ表示機を有する電子計算機はH7 - 7代の電子計算機に分類する。
- ・自動制御機器(プロセス制御機器)や制御器(プログラム設定制御機)はH2 - 600に分類する。

E2 - 212 (ゲーム器)との関係

- ・携帯型のゲーム機、ゲームセンター用のゲーム機はE2 - 212。
- ・テレビ等の映像出力機に接続し使用するビデオゲーム機は、ソフト内蔵型等のゲーム器はE2 - 212。
カセット挿入式の汎用性があるものや、DVD再生機能等を具備する据置型のゲーム機はH6 - 6。

H6-6

登録 01138505

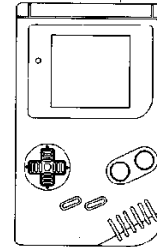
ゲーム機、ラジオ用チューナー及び
デジタルオーディオディスプレイ付
デジタルビデオスクリーン



E2-212 AB

登録 823332

電子ゲーム器



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
